

土壤汚染対策法第4条第1項に基づく
一定規模以上の土地の形質の変更届出書の
作成の手引

令和4年7月
岡山県 環境文化部 環境管理課

目次

はじめに	1
1 届出の対象となる行為	1
2 届出を要しない行為	3
3 土地の形質の変更届出	4
4 届出以降の流れ	5
5 届出先・お問合せ先	7
6 特定有害物質一覧	7
届出書類のチェックシート	8
様式第六（記入例）	9
土地の所有者等の一覧表（記入例）	10
申立書（記入例）	11
平面図（作成例）	12
立面図及び断面図（作成例）	13

はじめに

一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定により、当該変更に着手する日の 30 日前までに、知事（岡山市及び倉敷市の区域は市長。以下同じ。）への届出が義務づけられています。

1 届出の対象となる行為

土地の形質の変更（※ 1）であって、変更部分の面積が 3,000 m²以上（形質の変更を行う土地が次表の(1)又は(2)に該当する場合は 900 m²以上）となる行為（※ 2）

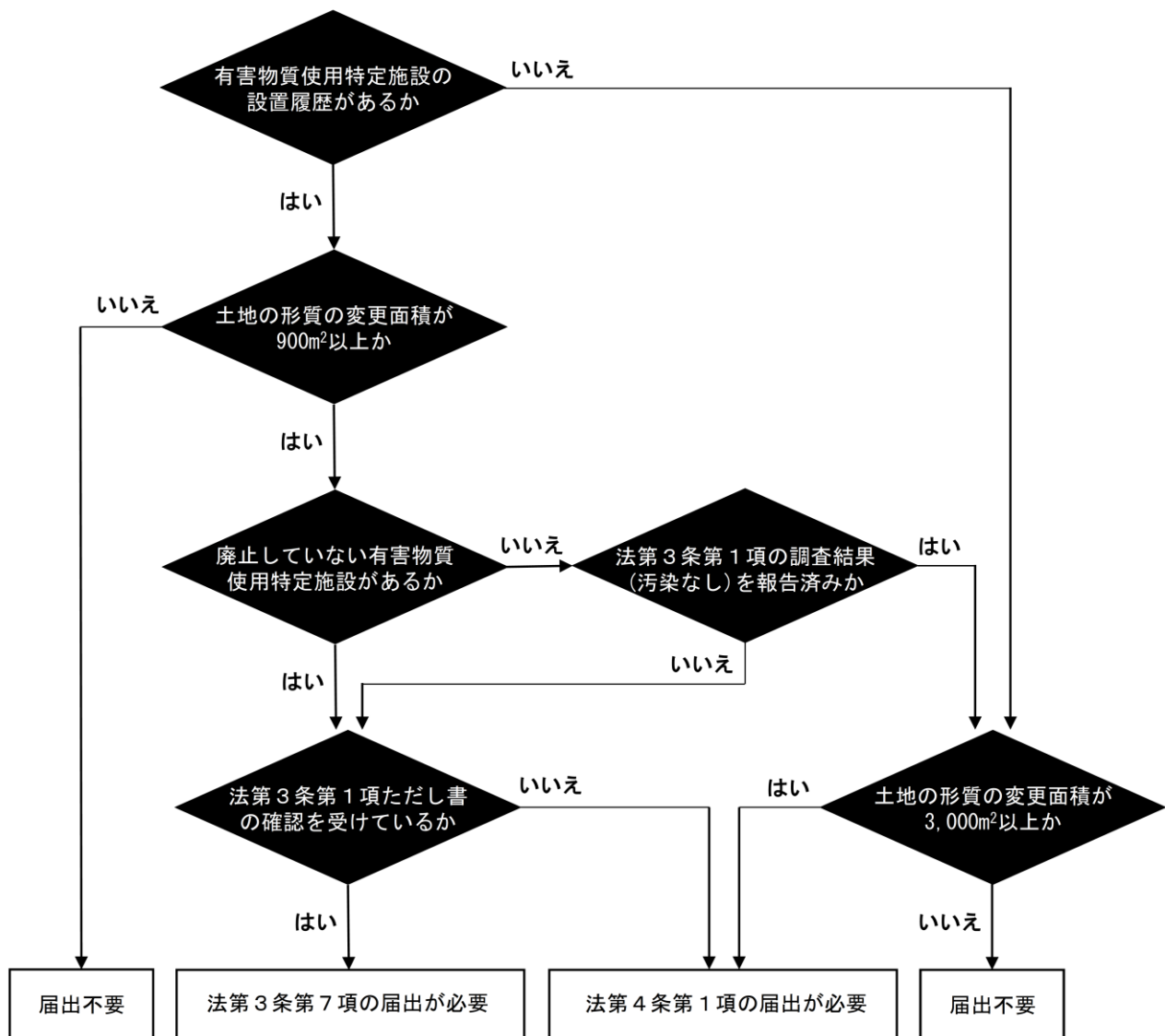
※ 1 掘削と盛土の別を問わず、土地の形状を変更する行為全般

※ 2 法第 3 条第 1 項のただし書の確認を受けている土地において、900 m²以上の土地の形質の変更を行う場合は、この届出ではなく、法第 3 条第 7 項の規定に基づく知事への届出が必要

形質の変更を行う土地	届出対象規模
(1) 現に有害物質使用特定施設(※)を設置している工場又は事業場の敷地	900 m ² 以上
(2) 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地 〔具体例〕 ア 土壤汚染状況調査の結果を報告していない土地 イ ただし書の確認を受けていない土地	
(3) (1)、(2)以外の土地	

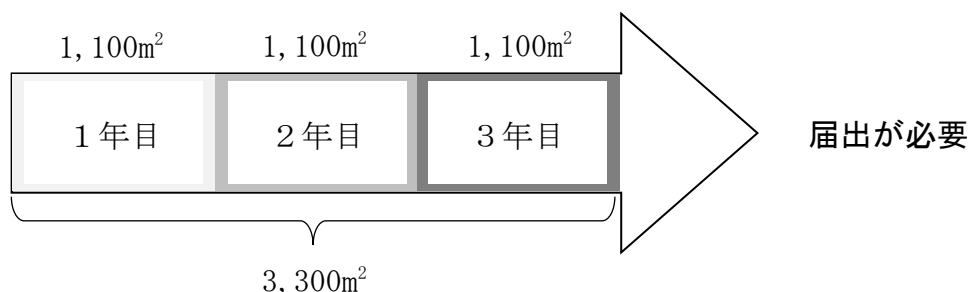
※ 特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する水質汚濁防止法の特定施設

○届出判断フロー

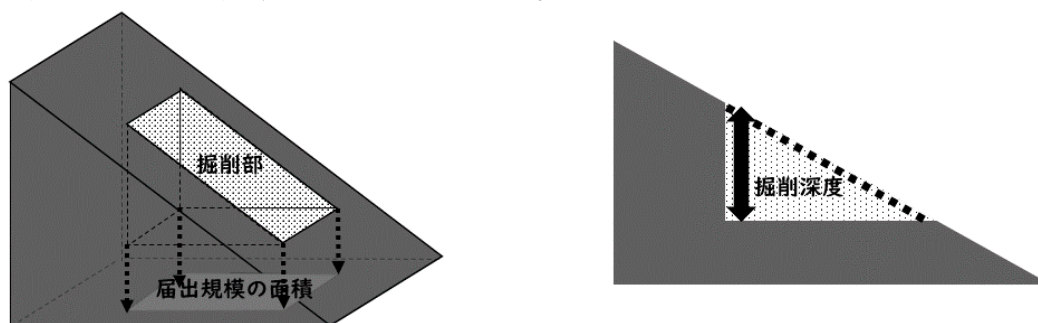


【留意事項】

- (1) 届出対象規模は、計画全体で判断するため、計画全体で届出対象規模以上であれば、単年の土地の形質変更面積が届出対象規模未満であっても届出が必要です。



- (2) 斜面の掘削時、届出対象規模は、掘削部を平面投影した面積で算定します。また、掘削深度は、鉛直方向で考えます。



- (3) 再生砕石や砂利を盛る行為も形質変更該当します。
(4) シートや鉄板等で養生した上に土壌を仮置きする場合も土地の形質の変更該当します。

なお、次の場合は、**5 届出先・お問合せ先**に事前にご相談ください。

- ① 有害物質使用特定施設の設置状況が不明の場合
- ② 過去に有害物質使用特定施設が設置されていた場合

2 届出を要しない行為

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為については、届出は不要です。

- (1) 次のいずれにも該当しない行為
 - ア 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - イ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ウ 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 cm 以上であること。
- (2) 農業を営むために通常行われる行為であって、土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないもの
- (3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないもの
- (4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行われる行為
(※盛土だけの場合は、上記(1)に該当します。)

3 土地の形質の変更届出

(1) 届出者

「土地の形質の変更をしようとする者」が届け出なければなりません。

【具体例】

ア 土地の形質の変更の施行に関する計画の内容を決定する者

イ 土地の所有者等(※)とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等

ウ 工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的に発注者

※ **土地の所有者等**：土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し土壌汚染状況調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるもので、通常は、土地の所有者が該当します。

なお、土地が共有物である場合は、共有者の全てが該当します。

(2) 届出様式

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（法施行規則様式第六）

(3) 添付書類

ア 届出に係る土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

(ア) 土地の所在地の周辺地図

(尺度が2,500分の1～15,000分の1程度)

(イ) 平面図

(土地の地番、方角、形質変更範囲、掘削部分と盛土部分の別を明示し、各部分の面積及び掘削部分の最深部深さを記載すること。)

(ウ) 立面図及び断面図

(各部分の掘削深さを記載すること。)

イ 届出に係る土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（写しも可）

(ア) 土地の所有者等の一覧表（別紙様式）

(イ) 登記事項証明書又は登記事項要約書

(ウ) 地図証明書（公図）

(エ) 追加書類

土地の所有者等が届出者でなく、(イ)の証明書等に記載されている登記名義人と一致しない場合（登記名義人の住所等変更手続中の場合を含む。）は、土地の所有者等及びその所在を明記した申立書などの追加書類

例：a 登記名義人が転居している場合は、名義人による申立書又は住民票

b 売買や相続などで所有権が移転している場合は、新たな所有者による申

立書又は売買契約書

- c 土地の所有者等が管理者又は占有者である場合は、管理者等による申立書又は土地の管理者又は占有者であることを明らかにする書類
- 追加書類について不明な場合は、**5 届出先・お問合せ先**にご確認ください。

(4) 提出部数

1 部

(5) 届出先

届出に係る土地の区域を管轄する県民局環境課
(詳しくは**5 届出先・お問合せ先**をご覧ください。)

(6) 届出期限

土地の形質の変更に着手する日の 30 日前まで
(「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含みません。)

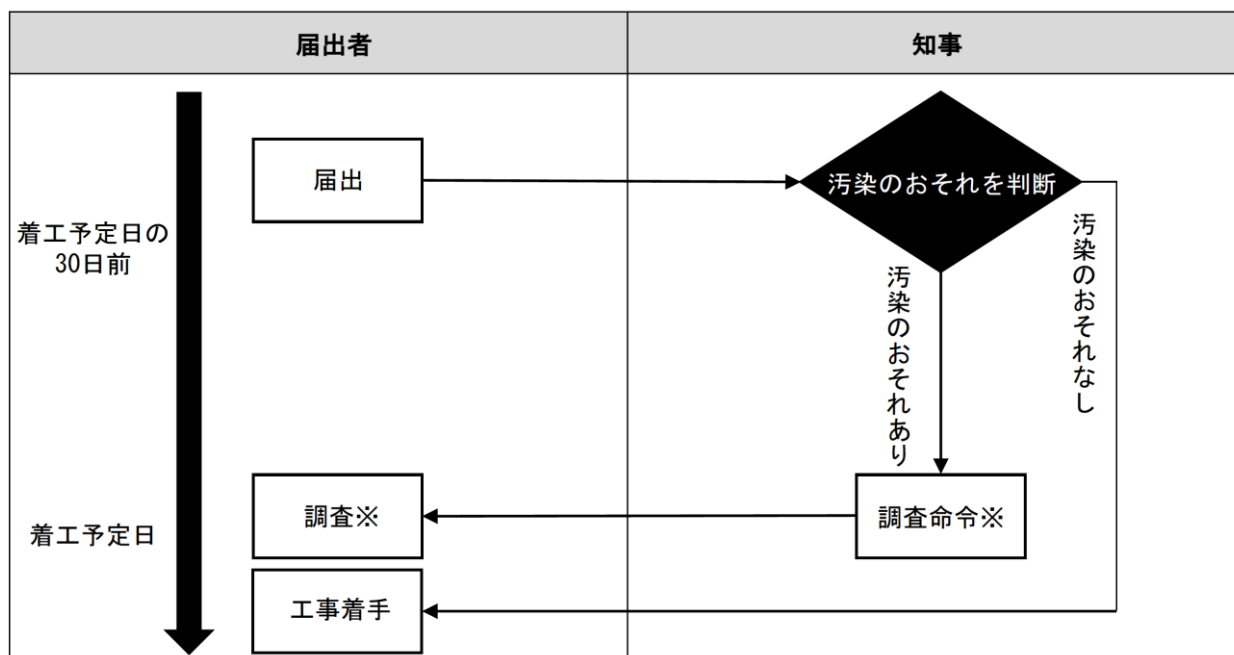
(7) 留意事項

- ア 原則として、行政機関が交付した書類(土地の登記事項証明書等)は、届出の日前3か月以内に交付されたものを添付してください。
- イ 届出に対する受理書は交付しませんので、必要に応じて副本(控え)をご用意ください。
- ウ 法第4条第2項の規定により、届出に係る土地の所有者等の全員の同意を得て、届出に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況を指定調査機関に調査させた結果を添付して提出することができます。
- エ 当該届出の審査の結果、届出に係る土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、知事から土地の所有者等に対し法第4条第3項の規定による命令を行う場合がありますので、土地の所有者等に届出や命令について十分な説明を行ってください。

4 届出以後の流れ

- (1) 届出に係る土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、知事は土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告するよう命ずることがあります。(法第4条第3項)
 - (2) 調査命令を受けたときは、土地の所有者等は指定調査機関(※)に土壌汚染状況調査を行わせ、知事にその結果を報告しなければなりません。
- ※ 指定調査機関：土壌汚染状況調査を的確に行うことができる者として環境大臣又は知事の指定を受けた調査機関のこと(指定調査機関の一覧 <http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan>)

○届出以降のフロー



※土地の所有者等に命令がなされます。

次のア～オのいずれかに該当する場合、汚染されているおそれがあると判断します。
(法施行規則第 26 条)

ア 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかな土地であること。

イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。

ウ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

エ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

オ イ～エに掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

5 届出先・お問合せ先

担当窓口	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局 環境課	岡山市北区 弓之町 6-1	(086) 233-9806	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、 和気町、吉備中央町
備中県民局 環境課	倉敷市羽島 1083	(086) 434-7066	笠岡市、井原市、総社市、高梁市、 新見市、浅口市、早島町、里庄町、 矢掛町
美作県民局 環境課	津山市山下 53	(0868) 23-1227	津山市、真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、 久米南町、美咲町

※ 形質変更の区域が複数の県民局の管轄区域にまたがる場合は、掘削面積が大きい方の区域を管轄する県民局に届け出てください。

担当窓口の各県民局環境課にお越しの際は、事前に電話で予約くださるようお願いいたします。

* 岡山市及び倉敷市の区域については、それぞれ下記までお問い合わせください。

岡山市（環境保全課）：岡山市北区大供 1-2-3 TEL 086-803-1281

倉敷市（環境政策課）：倉敷市西中新田 640 TEL 086-426-3391

6 特定有害物質一覧

第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第2種特定有害物質 (重金属等)	第3種特定有害物質 (農薬等)
<ul style="list-style-type: none"> ・クロロエチレン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・ジクロロメタン ・テトラクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・ベンゼン 	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及びその化合物 ・六価クロム化合物 ・シアン化合物 ・水銀及びその化合物 ・セレン及びその化合物 ・鉛及びその化合物 ・砒素及びその化合物 ・ふっ素及びその化合物 ・ほう素及びその化合物 	<ul style="list-style-type: none"> ・シマジン ・チオベンカルブ ・チウラム ・ポリ塩化ビフェニル (PCB) ・有機りん化合物

届出書類のチェックシート

届出書（法定様式）		
1	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）	<input type="checkbox"/>
添付書類		
2	(1) 周辺地図 (尺度が 2,500 分の 1～15,000 分の 1 程度)	<input type="checkbox"/>
	(2) 平面図 (土地の地番、方角、形質変更範囲、掘削部分と盛土部分の別を明示し、各部分の面積及び掘削部分の最深部深さを記載すること。)	<input type="checkbox"/>
	(3) 立面図及び断面図 (各部分の掘削深さを記載すること。)	<input type="checkbox"/>
3	(1) 土地の所有者等の一覧表（別紙様式）	<input type="checkbox"/>
	(2) 土地の登記事項証明書又は登記事項要約書 (発行日から 3 か月以内のもの)【※1】	<input type="checkbox"/>
	(3) 地図証明書（公図） (発行日から 3 か月以内のもの)【※1】	<input type="checkbox"/>
4	追加書類【※2】 土地の所有者等が届出者でなく、登記名義人でもない場合（登記名義人の情報が更新されていない場合を含む。）に必要です。	
	ア 登記名義人が転居している場合 …登記名義人による申立書又は住民票など	<input type="checkbox"/>
	イ 売買や相続などで所有権が移転している場合 …新たな所有者による申立書又は売買契約書など	<input type="checkbox"/>
	ウ 土地の所有者等が管理者又は占有者である場合 …管理者等による申立書又は土地の管理者又は占有者であることを明らかにする書類など	<input type="checkbox"/>

【※1】届出に係る土地全ての証明書を添付してください。

登記情報提供サービスで取得した登記情報を提出することも可能です。

【※2】追加書類について不明な場合は、5 届出先・お問合せ先にご確認ください。

記入例

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

〇〇年△△月□□日

岡山県知事 殿

届出者 **岡山市北区内山下2-4-6
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇**

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市△△□□丁目 123番、124番、125番	
土地の形質の変更の場所	別添「平面図」参照	字、番地など、登記事項のとおり正確に記載してください。
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	5,000 m ² (最深部深さ 3 m)	
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年△△月××日	盛土のみの部分も含めて記載してください。
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	契約事務や設計等の準備行為は含みません。
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	
	有害物質使用特定施設の種類	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記入例

(別紙様式)

土地の所有者等の一覧表

形質変更する土地 (字、地番を正確に記載)	土地の所有者等	
	氏名又は名称	住所
〇〇市△△□□丁目123番	〇〇 〇〇	倉敷市△△□□丁目〇〇番
〇〇市△△□□丁目124番	同上	同上
〇〇市△△□□丁目125番	株式会社〇〇〇〇	岡山市北区内山下2-4-6

【注意】

土地の所有者等とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し土壤汚染状況調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるもので、通常は、土地の所有者が該当します。

なお、土地が共有物である場合は、共有者の全てが該当します。

また、届出の審査の結果、届出に係る土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、知事から土地の所有者等に対し法第4条第3項の規定による命令を行う場合があります。

記入例

(参考様式)

申立書

〇〇年△△月□□日付けで、株式会社〇〇〇〇が岡山県知事に提出した土壤汚染対策法に基づく土地の形質の変更について、次の土地については、私が土壤汚染対策法第3条第1項に規定された土地の掘削等を行うために必要な権原を有し土壤汚染状況調査の実施主体である土地の所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者）です。

記

形質変更する土地の地番	〇〇市△△□□丁目123番
	〇〇市△△□□丁目124番

〇〇年△△月□□日

住所：倉敷市△△□□丁目〇〇番

氏名：〇〇 〇〇

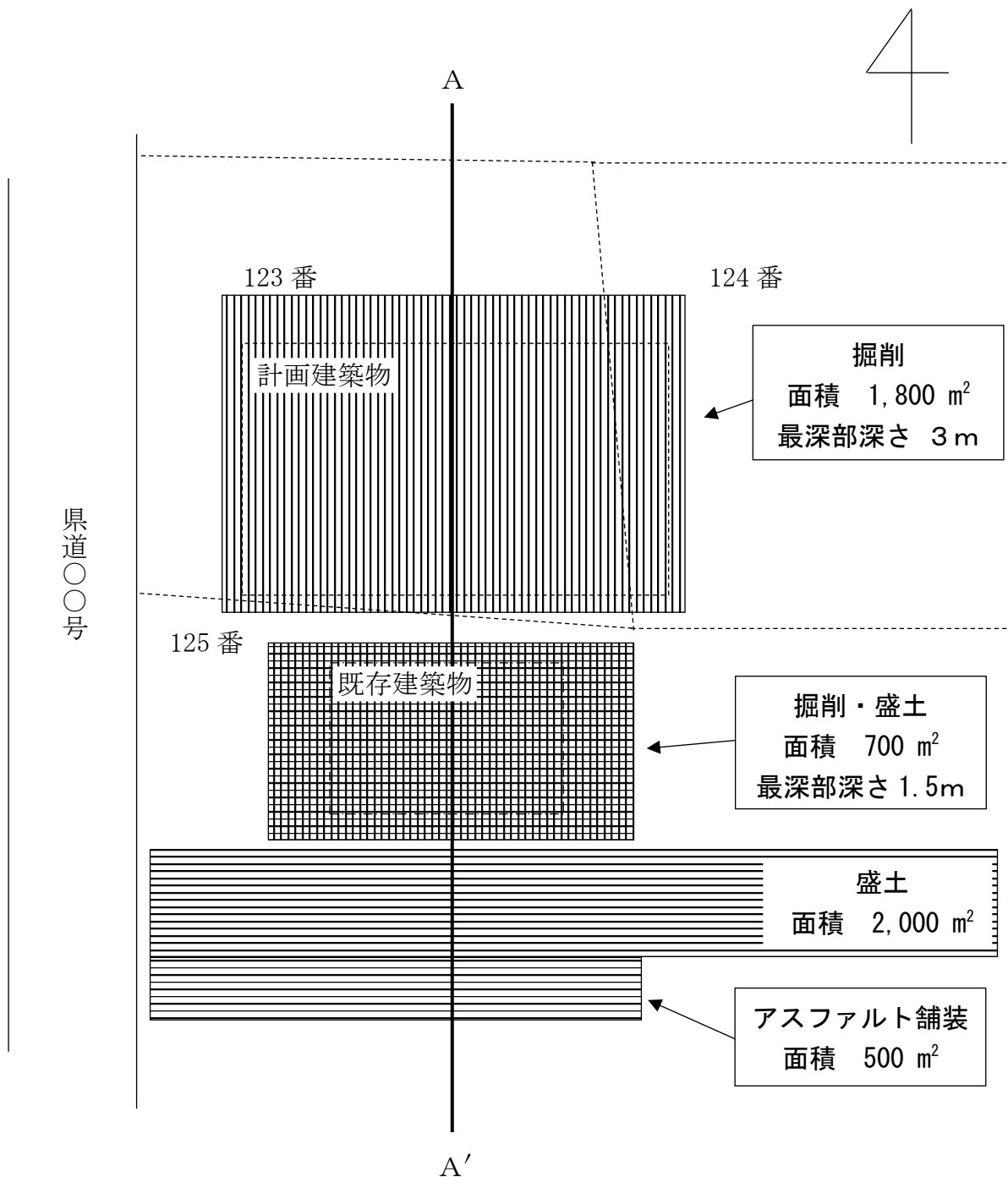
(自署又は記名押印)

作成例

*様式は自由

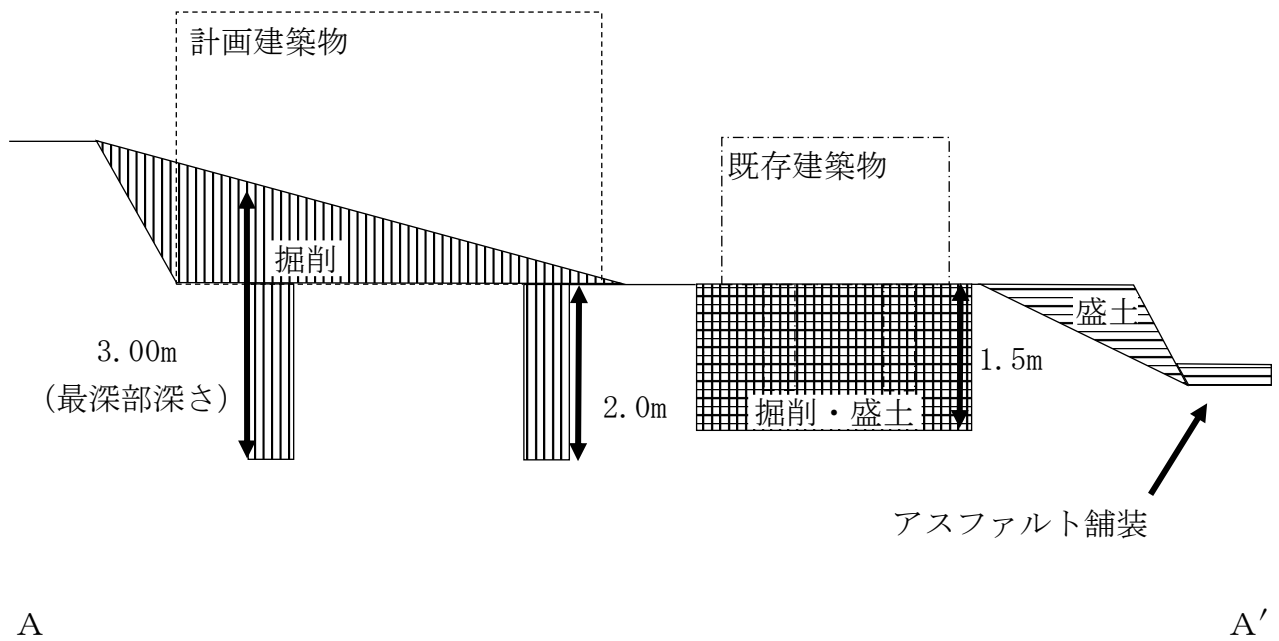
土地の地番、方角、形質変更範囲、掘削部分と盛土部分の別を明示し、各部分の面積及び掘削部分の最深部深さを記載すること。

平面図
(土地の形質の変更を行う範囲)



*様式は自由
掘削部分については掘削深さを記載

立面図及び断面図



A-A' 断面